

令和4年12月22日（木）
午前11時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

人 聴 傍
用 覧 閲

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第39号 職員の分限処分について

議案第40号 寝屋川市学校運営協議会規則の制定について

議案第41号 令和5年度全国学力・学習状況調査について

署名人

高須教育長

中澤委員

11月・12月教育委員会一般事務報告

(11月25日～12月22日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	25	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	ホテルアウィーナ大阪
	26	土	点野小学校創立50周年記念式典	式典	点野小学校 体育館
	28	月	校長役員会	12月校長会案件について	総合教育研修センター
12	1	木	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告（決算）、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	2	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	3	土	いじめ対策サミット及び人として 当たり前前に生きる権利を考えるつどい	パネルディスカッション、意見交流、講演	市民会館
	4	日	市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
	5	月	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	8	木	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	10	土	第22回「中学生の主張」	発表	市民会館
	11	日	市民体育大会 インディアカ 混合の部	大会	池の里市民交流センター
	12	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	13	火	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	14	水	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	15	木	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	16	金	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	18	日	市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川敷
	22	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

12月・1月教育委員会行事計画書

(12月22日～1月31日)

月	日	曜	行事名	内 容	場 所
12	22	木	教育フォーラム2022	講演会	市民会館 大ホール
	28	水	寝屋川市いじめ問題対策委員会		
1	6	金	校長役員会	1月校長会の案件について	総合教育研修センター
	9	月	第69回寝屋川市成人式	式典	市民会館
	10	火	北河内地区教育長協議会	研修会	オンライン開催
	12	木	中核市教育長会（～13日）	総会、研修会、視察研修	金沢市
	15	日	市民体育大会 駅伝競走の部	大会	淀川河川敷
	16	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	20	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	23	月	北河内地区教育委員会委員研修会	研修会	守口市
	24	火	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
			第69回文化財防火デー	消防訓練、文化財説明会	八幡神社
	28	土	和光小学校創立50周年記念式典	式典	和光小学校 体育館
	30	月	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
	31	火	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター

議案第39号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和5年3月6日まで休職を命ずる

令和5年1月7日

寝屋川市教育委員会

議案第40号

寝屋川市学校運営協議会規則の制定について

寝屋川市学校運営協議会規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

全中学校区への学校運営協議会の設置に伴い、必要な事項を定めるため。

寝屋川市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の寝屋川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、所管に属する全ての学校に協議会を置くものとする。この場合においては、小中一貫教育を施す当該2以上の学校について一の協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の5第4項で規定する対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長が承認を得なければならない学校運営に関する基本的な方針は、「めざす学校像」及び「学校経営、学習指導及び生徒指導の重点」とする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

(1) 学校経営計画に関する事項

(2) 学校評価に関する事項

- 2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、12人以内とする。

- 2 委員は、対象学校の校長及び次の各号に掲げる者で対象学校の校長が推薦するものについて、教育委員会が任命するものとする。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、速やかに、対象学校の校長は新たな委員を推薦し、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び学校運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 前条に反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に該当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会

長の決するところによる。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後最初に招集される協議会の会議は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ、対象学校の校長のうち教育長が指定する者が招集する。

議案第41号

令和5年度全国学力・学習状況調査について

令和5年度全国学力・学習状況調査への参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。

(イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。

(ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する調査は、ICT端末を活用し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を用いたオンラインの音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度については、特例的な措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 英語に関する調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (2) 期間内実施校の英語「話すこと」に関する調査の結果については、参考値として当該学校とその設置管理者、所管する都道府県教育委員会に提供することとし、公表は行わない。
- (3) やむを得ず、ICT端末を活用した調査の実施が困難な学校については、設置管理者の判断により学校単位で英語「話すこと」に関する調査を実施しないこととすることができる。その場合においても、「話すこと」に関する調査及び調査結果を活用した教育指導等の改善が行えるよう、期間内実施校の調査実施後速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果については、7.（2）に記載のとおり別途取り扱うこととする。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、
「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

（3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果のうち期間内実施校の結果が含まれるものについては参考値として提供する。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
 - (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は

当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③・①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育

活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこととする。

イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について

は、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）や個人情報保護法に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日水曜日以降4月28日金曜日まで（英語「話すこと」に関する調査については5月26日金曜日まで）に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1. 3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、児童生徒の活用するICT端末等を用いたオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で4月10日月曜日以降5月16日火曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

ただし、中学校英語「話すこと」については、期間内実施校の調査期間の最終日である5月26日金曜日までは調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表しない。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和5年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和5年4月18日(火)。ただし、英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校については、4月19日(水)から5月26日(金)までの間で文部科学省が指定した日に実施する。

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

＜英語「話すこと」に関する調査の当日実施校の場合＞

	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)	英語 「話すこと」

＜英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校の場合＞

	1時限目	2時限目	3時限目	
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

文科省 指定日	英語 「話すこと」
------------	--------------

＜補足＞

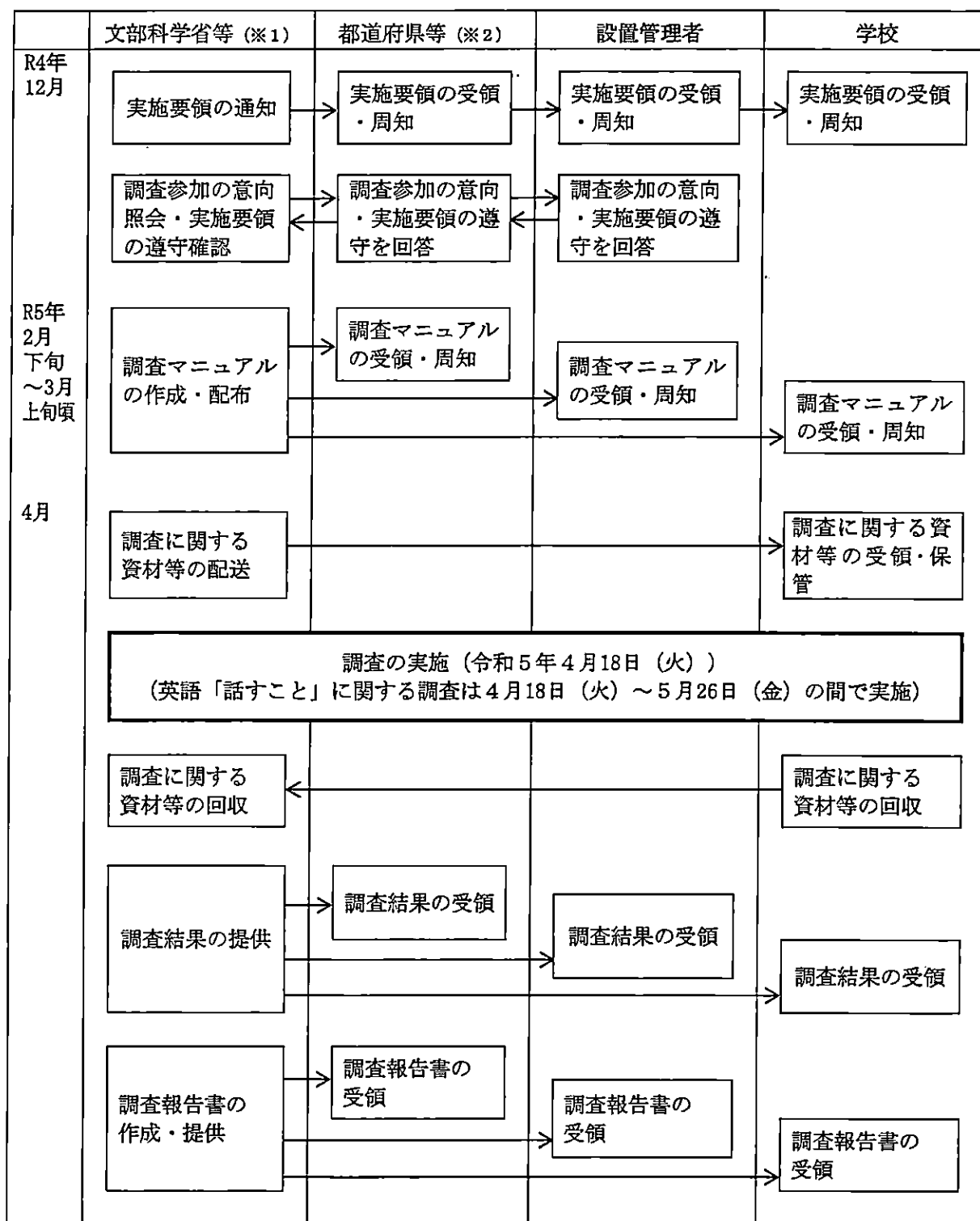
※英語「話すこと」に関する調査の所要時間は、5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度である。なお、当日実施校においては、調査対象の生徒数によって、ネットワーク環境を考慮して5、6時間目に生徒を分けて実施することもできる。

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(水)から4月28日(金)まで可能である。

※児童生徒質問紙調査については、一部の学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いて実施する（実施期間は4月10日(月)～5月16日(火)）。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

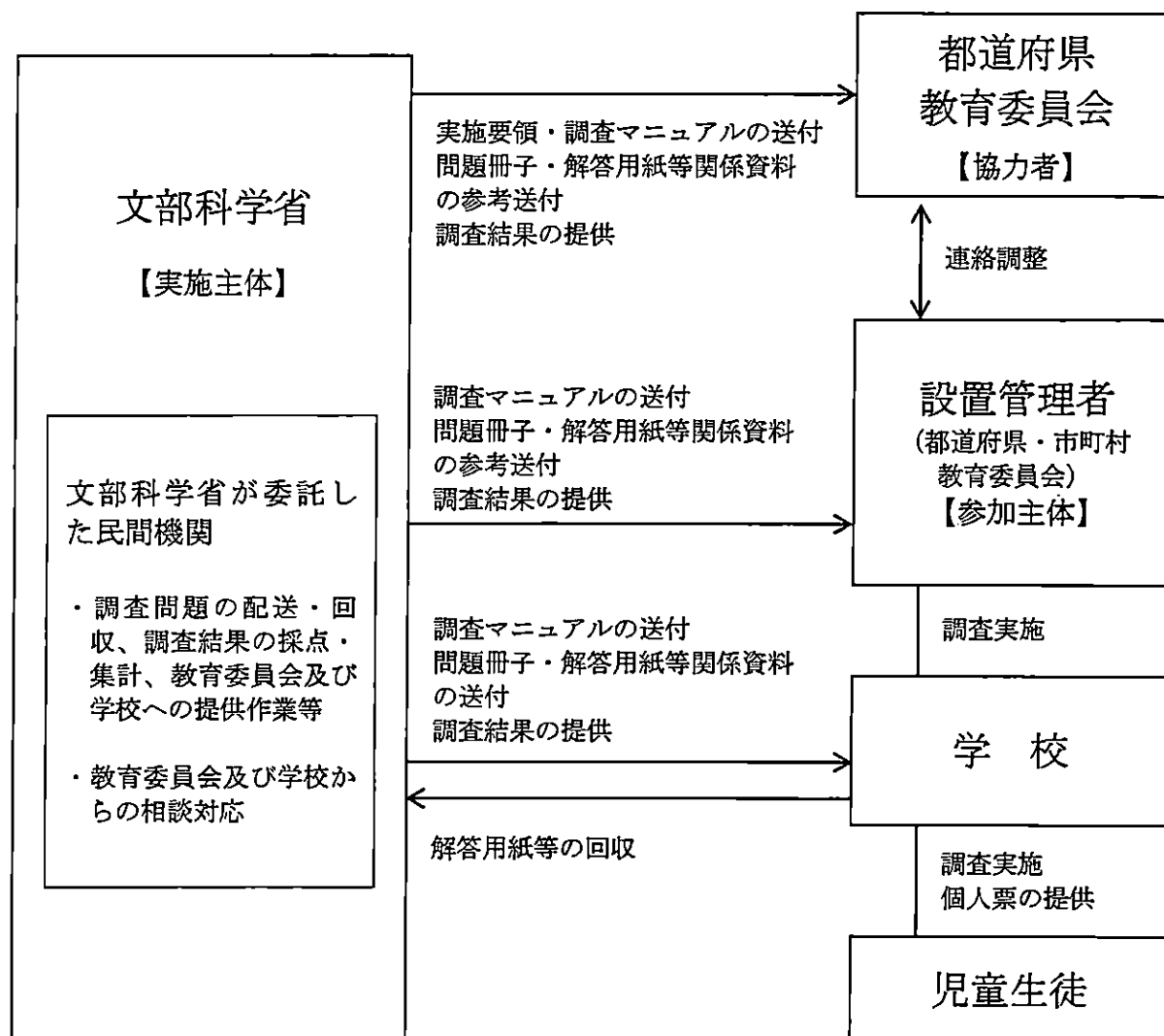


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

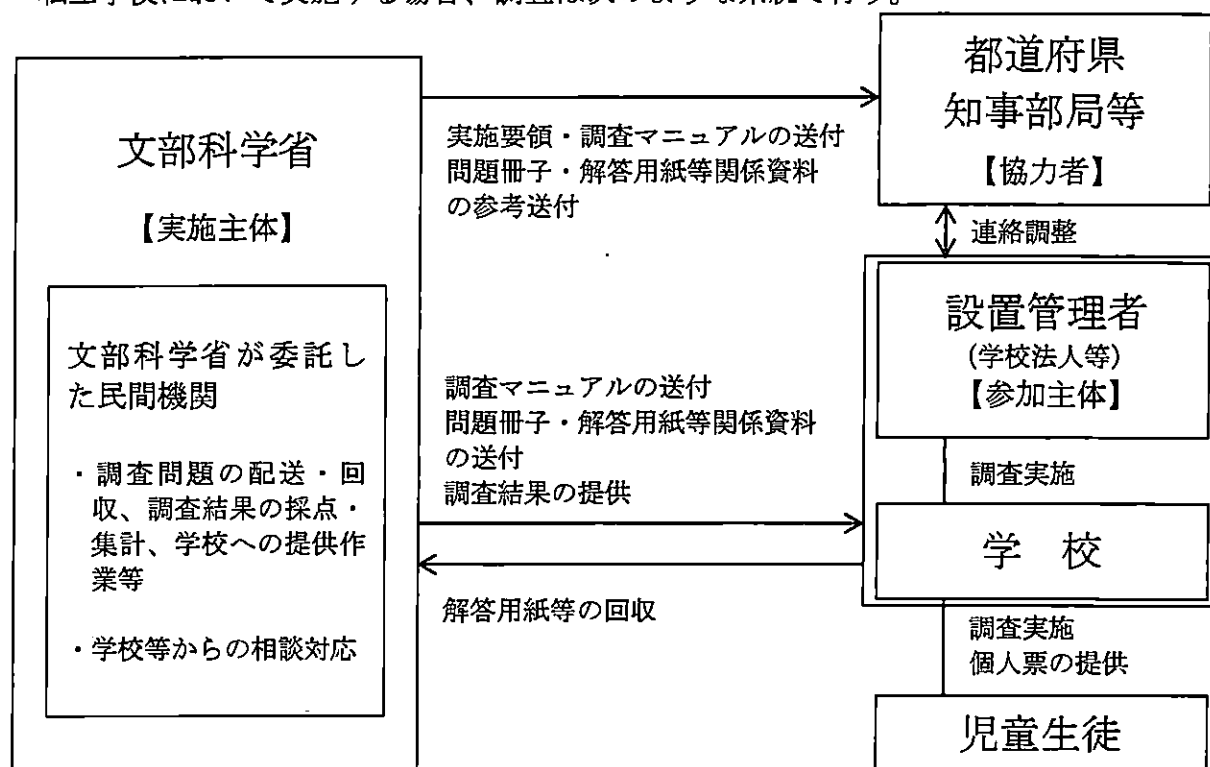
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



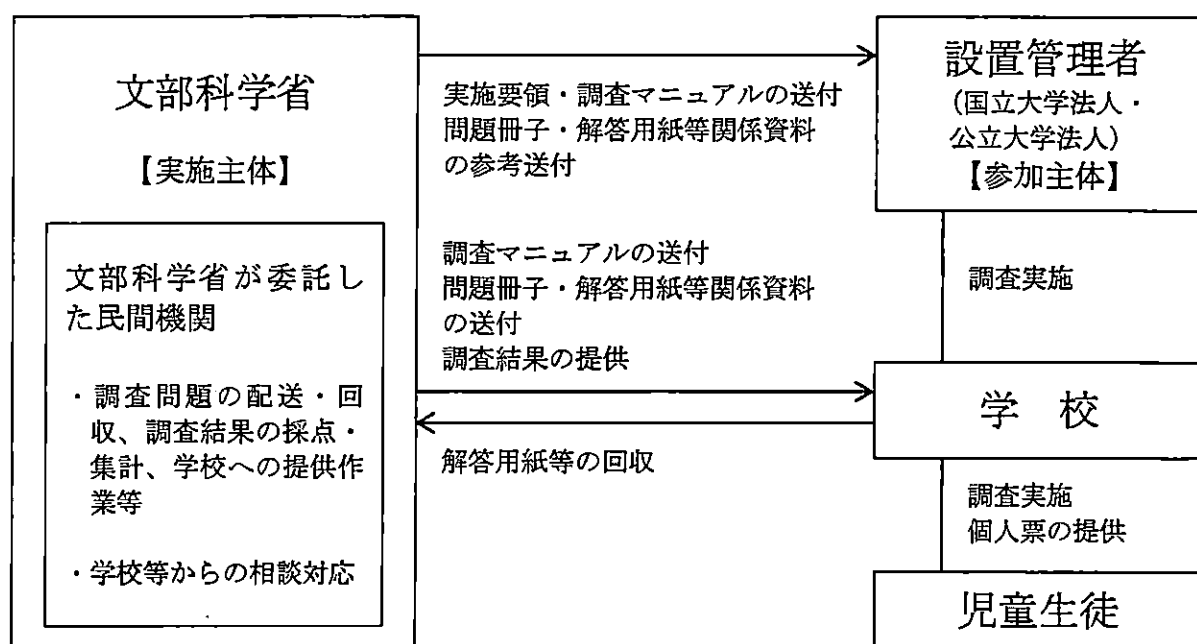
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分※3				
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○
	8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-
	8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○
	8.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表する。